

郡山市クラウドファンディング活用促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民活動団体の自立的な資金調達を促すとともに、市民公益活動を支援するため、クラウドファンディングを活用して資金を調達する市民活動団体に対する補助金の交付に関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民活動団体 郡山市協働のまちづくり推進条例（平成22年郡山市条例第28号。次号において「条例」という。）第2条第2号に定める市民活動団体をいう。
- (2) 市民公益活動 条例第2条第5号に定める市民公益活動をいう。
- (3) クラウドファンディング ウェブサイト（以下「サイト」という。）を介して、不特定多数の者から資金調達する仕組みをいう。
- (4) 事業者 クラウドファンディングに係るサイトを運営し、資金調達を行う者と出資者とを仲介するサービスを行う事業者（日本国内に本店又は主たる事務所を有する法人に限る。）をいう。
- (5) プロジェクト クラウドファンディングにより調達する資金で実施する事業をいう。

(補助金の交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる市民活動団体は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 組織の運営に関する規約、会則、定款その他の定め（第7条第4号において「規約等」という。）があるもの
 - (2) 活動拠点が市内にある市民活動団体であって、市内において市民を対象とした活動を行うもの
 - (3) プロジェクトをサイトに公開するために事業者と契約を締結している、又は事業者に必要な申請をし、許諾を得ているもの
 - (4) 補助金の交付の申請時に納期の到来している市税（個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税をいう。）の滞納がないもの（法人格を有しない市民活動団体にあつては、代表者に滞納がないもの）
- 2 補助金の交付となるプロジェクトに係るクラウドファンディングに要する経費に関し、国又は地方公共団体からこの要綱と同趣旨の補助金の交付を受ける場合は、この要綱による補助金は交付しない。

(補助金の交付の対象プロジェクト)

第4条 補助金の交付の対象となるプロジェクトは、クラウドファンディングを活用して補助対象者自らが企画及び立案し、実施するもので、市民生活の向上及び地域の振興に貢献すると認められる市民公益活動とする。

(補助金の交付の対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、クラウドファンディング実施に要する事業者に支払う利用手数料（消費税及び地方消費税を除く。）とし、補助金の額は対象経費の10分の10に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）で予算の範囲内で定める額とする。

2 補助の限度額は、20万円を限度とする。

（補助金の交付の制限）

第6条 補助金の交付は、同一の補助対象者につき、同一の会計年度内に1回限りとする。

（補助金の交付の申請）

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、プロジェクトをサイトに公開する前に、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、同条第1号の補助事業等計画書は事業計画書（第1号様式）とし、同条第3号に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は次のとおりとする。

- (1) 市税納税状況確認同意書（第2号様式）
- (2) 事業者と締結した契約書の写し又は第3条第3号の規定による許諾及び第5条第1項に規定する利用手数料が確認できる資料
- (3) 事業者に提出した応募申込書等プロジェクトの詳細が確認できる資料
- (4) 規約等の写し
- (5) 構成員名簿
- (6) 規約等で団体の活動拠点が明らかでない場合は、団体の活動拠点が確認できる書類

（軽微な変更の範囲）

第8条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 補助対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更
- (2) プロジェクトの細部の変更であって、補助金の交付を決定した額の増額を伴わない変更

（対象経費の増額変更の制限）

第9条 規則第9条第1項に規定する補助事業等の内容変更等の手続において、クラウドファンディングを活用して調達した資金の額が、補助金交付の決定を受けた者があらかじめ設定した目標金額を超えたことによる対象経費の増額の申請は行うことができない。

（補助金の交付の条件）

第10条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付の目的外に補助金を使用しないこと。
- (2) 補助金に係る会計帳簿及び証拠書類を整備し、当該補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

（決定の取消し）

第11条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、プロジェクトがあらかじめ設定した目標金額以上の資金を調達することができた場合のみ成立する方式で行われるものにおいては、クラウドファンディングの募集期間内に目標金額の調達が達成できなかったときは、規則第10条の規定により補助金の交付の決定の全部を取り消すことができる。

(実績報告)

第12条 補助金交付の決定を受けた者は、クラウドファンディングの目標金額を達成したときは、調達した資金の振り込みがあった日から30日又はプロジェクトをサイトに公開した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。この場合において、同条に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 実施状況報告書（第3号様式）
- (2) 事業者がクラウドファンディングに係る利用手数料を支払ったことが確認できる書類の写し

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書により当該補助金の交付を受けた者に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月4日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

事業計画書

1 団体等の概要

団体等の名称	
代表者役職・氏名	
所在地	〒
会員数	
会の目的	
主な事業内容	
担当連絡先	役職： 氏名：
	TEL：
	FAX：
	E-mail：

2 事業計画

プロジェクト名称	
募集期間	年 月 日から 年 月 日まで
募集日数	
目標支援金額	
プロジェクト内容	
クラウドファンディングを活用する理由	

第2号様式（第7条関係）

年 月 日

郡山市長

住所

団体名

代表者職氏名

市税納税状況確認同意書

郡山市クラウドファンディング活用促進補助金の申請にあたり、郡山市クラウドファンディング活用促進補助金交付要綱第3条第4号に規定する市税の納付状況について、税務担当課に確認することに同意します。

年 月 日

郡山市長

住所
団体名
代表者職氏名

実施状況報告書

本様式により提出された内容については、今後、市の本事業周知等に活用されることについて同意します。

プロジェクト名称	
募集期間	年 月 日から 年 月 日まで
募集日数	日
目標支援金額	円
達成金額	円
支援者数	人
プロジェクトの取組みが分かる写真及び解説	
その他特記事項（支援者の感想、反応、クラウドファンディングへの取組み反響等）	